

鹿児島市立病院看護衣等クリーニング業務に関する仕様書

1 業務の内容

鹿児島市立病院において使用した看護衣等をクリーニングして1週間以内に納入する。

2 業務の実施場所

洗濯物の集配、受渡し場所は次のとおりとする。

鹿児島市上荒田町37番1号 鹿児島市立病院内

3 契約期間 令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

4 業務の実施

- (1) 業務の実施日は、発注者外来診療日に準ずるものとする。
- (2) 各部署からの洗濯物の受渡しは、発注者の発行する洗濯券により行うものとし、当該洗濯券は、手数料支払いのための証拠資料とする。
- (3) 洗濯券1枚あたりでクリーニング業務が可能なものは、次の表のとおりとする。

区 分	単 位
1 看護衣 看護衣上着・ズボン 看護衣ワンピース	組 着
2 診察衣 診察衣上着 診察衣ズボン 診察衣スカート	着 着 着
3 予防衣	着
4 調理衣 男子用調理衣上着 男子用調理衣ズボン 女子用調理衣 女子用調理衣予防衣	着 着 着 着

- (4) 洗濯券2枚で、看護科タオルケット1枚のクリーニング業務を行うこととする。
- (5) 洗濯券2枚で、臨床工学科のジャンパー1着のクリーニング業務を行うこととする。
- (6) 洗濯券6枚で、ドクターヘリ・ドクターカー従事者の衣類1組のクリーニング業務を行うこととする。（上着：4枚、ズボン：2枚）

5. 業務量（洗濯券枚数）

契約期間中の業務量（洗濯券枚数）は、68,352枚とする。

なお、業務量は推定であり、実際の業務量はこれと異なる場合がある。